大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十三年三月十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　（仮称）関西スーパー三条大宮店

所在地　奈良市三条大宮町三六〇―一ほか

二　奈良市から聴取した意見の概要

各種関係法令（地方公共団体の条例を含む。）を遵守し、大規模小売店舗立地法第四条の規定による指針を最大限尊重すること。

なお、案内経路図において来店経路とされている市道中部一三四八号線（（都）三条本町線）については、平成二十三年秋頃からＪＲ奈良駅付近連続立体交差事業による道路工事が行われることに伴い、通行止め（期間未定）となる予定であることを念のため申し添える。

三　縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四　縦覧期間

平成二十三年三月十一日から同年四月十一日まで

五　縦覧時間

午前九時から午後五時まで